

第二次世界大戦下のハンセン病療養所における患者作業と団体活動

川崎 愛

Patients' Work and Organization in a Hansen's Disease Sanatorium during World War II

Ai Kawasaki

はじめに

ハンセン病を患った人を終生隔離するための療養所への入所規定や外出制限規定をもった「らい予防法」は、1996年4月に廃止された。

敗戦後、入所者が普通選挙権を得、プロミン（当時のハンセン病の治療薬）獲得闘争を経て、全国のハンセン病療養所の自治会が団結し、全国ハンセン病患者協議会（1998年に全国ハンセン病療養所入所者協議会と改称）を組織していったことは周知のところである。全患協が国会へ要求していった内容の力点は、治療薬の予算を獲得することから、作業賃の増額や給付金の増額等の「経済的権利」、療養生活の待遇改善、ハンセン病に対する偏見打破、法改正といった「市民的権利」を求めることへ変化していった。こうした一連の運動史は、初の選挙権行使（1946年）や栗生楽泉園に設置された患者刑務所「特別病室」を閉鎖させるための「人権闘争」（1947年）、五療養所患者連盟の発足（1948年）、全患協の設立（1951年）等を起点に論じられてきた。しかし、その萌芽は公立の療養所が国立移管となった戦中期に見ることができるのではないかと考える。そこで、本研究では設置主体の異なった療養所について患者作業および消防団・青年団・婦人会・自治会などの団体活動の成り立ちや経過を比較しながら戦時期の状況を概括し、戦後に展開された運動との関連の有

無を明らかにすることを目的とする。

また、「癩予防ニ関スル法律」の制定から全患協が発足するまでの患者作業や団体活動について、療養所外での動きとともにそれらの位置づけの変遷を見ることは重要だと思われるので年表を作成した。本文、年表では公立療養所として開設し後に国立移管となった呂久光明園と設立当初から国立であった栗生楽泉園との比較を試みる。二園を取り上げた理由は、呂久光明園（外島保養院）は自治会の歴史がハンセン病療養所の中で最も長いこと、栗生楽泉園は戦後まもなくの「人権闘争」に大きな影響を与えた全国で唯一の「特別病室」という名の患者刑務所が設置（1938年から1947年まで）されていたことによる。

1. 日本におけるハンセン病対策

(1) 法律「癩予防ニ関スル件」と連合府県立「癩療養所」

「癩予防ニ関スル件」は法律第11号として1907年に公布され、1909年4月1日より施行された。

それにより、全国を五区に分けて連合道府県立の「癩療養所」が開設された。

法案成立時に府県制が施行されていなかった沖縄県は対象外とされ、その他の区域に第一区全生病院（関東甲信越の12府県立・所在地東京府・定員350名）、第二区北部保養院（北海道・東北の7

県立・所在地青森県・定員100名)、第三区外島保養院(近畿・中部の12府県立・所在地大阪府・定員300名)、第四区大島療養所(中国・四国の8県立・所在地香川県・定員170名)、第五区九州療養所(九州の7県立・所在地熊本県・定員180名)の五療養所が設立された。

ここに国策としてのハンセン病対策が開始されたが、上記の五療養所は地方の連合道府県立であり、放浪する患者のみを隔離の対象としていた。

(2) 「癩予防法」と国立療養所

1929年に「癩予防ニ関スル件」が改正され、公立の療養所に加えて国立療養所の設置が可能となり、翌年には国立癩療養所第一号として、長島愛生園が開園した。

1931年、第五九回帝国議会で「癩予防ニ関スル件」の大幅な改正案が提出され、可決し法の名称も「癩予防法」となった。

同年、財団法人・癩予防協会が設立され、貞明皇太后の誕生日(6月25日)が「癩予防デー」となり「皇恩」への感謝が強調された。長島愛生園初代園長の光田健輔は「癩予防デー」を「我が国民浄化の聖日」として「無癩県運動」を展開していく契機とした。

「民族浄化」論は一つの部落からハンセン病患者を摘発・隔離することにより、まず部落を、市町村を、道府県を「浄化」し、最終的には国家・民族を「浄化」という4段階を想定している。長島愛生園は、従来の管轄地域の限定された公立の療養所とは異なり、全国を管轄したことにより、「民族浄化」論を徹底することが可能となった。¹⁾

1932年に国立癩療養所第二号として草津に設立された栗生楽泉園には、問題があるとみなされた患者を全国から集めて収容する「特別病室」が開設された。

1941年6月の勅令(国立癩療養所官制)、厚生

省告示(国立療養所ノ名称及位置)に伴い、全生病院は多磨全生園に、北部保養院は松丘保養院に、光明園(外島保養院)は邑久光明園に、大島療養所は大島青松園に、九州療養所は菊池恵楓園に、宮古療養所(1931年設立)は、宮古南静園にそれぞれ改称し国立療養所となった。

(3) 「癩予防ニ関スル件」と「癩予防法」

「癩予防ニ関スル件」から「癩予防法」に改正した際の変更点は以下の通りである。

- ①患者に対し伝染の恐れのある職業への従事を禁止し、病菌に犯された物品の売買・授受を制限・禁止する。
- ②国立・公立療養所への入所者資格を拡張し資力の有無を不問とする。
- ③入所費、患者・その家族の一時救護費を国庫、または道府県の負担とする。
- ④患者、その家族に対し入所により生活できなくなった場合の生活費を市町村等が扶助する。
- ⑤医師、および関係事務にたずさわる公務員は患者についての守秘義務を負う。²⁾

旧法は私宅療養者を対象外としていたが、「癩予防法」では①で記したように自宅療養者の生計の手段を奪うことにより隔離をすすめていくことを目的としていた。それによって「癩予防法」施行前の1930年には療養所入所患者3261人、在宅患者11000人であったのが1940年には入所患者8855人、在宅患者2471人となり、徹底した「無癩県運動」と併せて上記の目的は遂行されていった。³⁾

(4) 入所者の増加と職員配置

1909年設立の邑久光明園(外島保養院)と1932年設立の栗生楽泉園の入所者数と職員数の推移をまとめると表1のようになる。

表 1 邑久光明園（外島保養院）と栗生楽泉園の入所者数と職員数の推移

区 分	邑 久 光 明 園			栗 生 楽 泉 園		
	定 床	患 者 数	職 員 数	定 床	患 者 数	職 員 数
1909	300	254	*			
1932	550	597	**	15	3	8
1933	550	602	***	115	95	28
1934	550	408	73	115	183	49
1935	1000	370	56	115	270	57
1936	1000	347	59	300	351	67
1937	1000	322	55	700	433	77
1938	1000	467	60	700	586	94
1939	1000	635	72	825	962	105
1940	1000	838	96	825	971	101
1941	1000	1036	94	975	1071	114
1942	1000	1139	93	975	1263	117
1943	1000	1171	87	975	1322	117
1944	1000	1134	85	975	1335	118
1945	1000	871	84	975	1313	112
1946	1000	817	78	975	1259	120

邑久光明園「創立 80 周年記念誌」1988、邑久光明園入園者自治会「風と海のなか」1988、
栗生楽泉園患者自治会「風雪の紋」1982 より作成

* 院長 1 名、医長 1 名、医員・薬剤員・書記若干名 **、***記載なし

邑久光明園（外島保養院）は1934年の室戸台風によって建物が全壊し、173名の死者を出した。その後、1938年に長島に「光明園」が開園するまで当時の在園患者は全国の療養所に委託收容された。

邑久光明園の上記の5年を除くとそれぞれ1943年、1944年に患者数のピークをむかえるまで在園者は増大している。表1から職員一人あたりの患者数を単純に計算すると、1934年に、邑久光明園

5.6人栗生楽泉園3.7人であったのが第二次世界大戦の始まった1941年には各園11人、9.4人と激増している。さらにピーク時は13.5人、11.3人となっている。これらの数は年報の「現在数」に基づいており、死亡者を含んでいないので、実際の数字は前述した数字を上回ると考えられる。⁴⁾

入所者増大に伴って、戦時中の入園者の暮らしは患者として療養生活を送るというよりはむしろ、職員不足を補完し、拡張する療養所を建設・整備していくことに重きがおかれていった。

2 「患者作業」と療養所

(1) 「患者作業」の成り立ち

日本の救らい事業は、明治20年代に來日した宣教師らによって設立された私立の療養所において開始する。その先鞭をつけたのは1889年にフランスの宣教師テストウイードが御殿場に開設した「復生病院（現在の神山復生病院）」である。当時入院していた20名ほどが病院の経費不足を補うために、糶を精白し、乳牛や鶏を飼って卵や牛乳をとり、野菜やお茶を栽培するなど生活の糧を自給自足で賄ったのが患者作業の始まりといわれている。

1909年に連合府県立で開設した五つの療養所でも患者が汚物処理をして、それを施肥として野菜、果樹、お茶などの栽培に利用した。大正期に入ると病室雑役、洗濯、裁縫、木工、石工など作業内容も多様化し、作業就業率は入園者の約半数にまで上昇した。昭和の時代になると作業はすっかり定着し各施設が各々に作業賃金を各種予算から賄っていた。連合府県立の療養所が国立移管される前の1938年頃の作業賃は、付添が24時間勤務で10銭で、以下作業の強度によって乙作業8銭、丙作業6銭となっていて、経費の出所は給食部員の作業賃は食糧費から、付添、治療手伝いなどの作業賃は医療費から、道路、土木、木工の作業賃は

営繕費から捻出するという方法をとっていた。したがって、患者作業が増えると作業賃の支出がかさみ、食費や医療費、営繕費を圧迫するが、働かなければ入園生活を送れないという矛盾に満ちたものであった。⁵⁾

(2) 戦中期の作業

連合府県立から国立に移管された年の邑久光明園の「昭和十六年年報」によると、作業を次のように位置づけていた。「入園者の単調無聊なる生活を緩和し動もすれば自暴自棄に陥り易き此等患者に対して一種の慰安と希望を与へ且つ福祉増進に寄与せんが為過労を伴わぬ程度の作業を与へ勤労者には慰労の意味を以て若干の給与を支給す。是はひとえに患者の慰安たるのみならず生活内容を豊ならしめ、又時により症状経過の良好を見ることにあり、規律ある団体生活にも大いなる貢献ありて、園内は明朗化し楽園に相応しき情景を呈しつつあり。」（下線筆者）

戦前と戦中、戦後の邑久光明園、栗生楽泉園の死亡率（小数点二位以下四捨五入）は、1940年8.1%・4.4%、1941年5.4%・6.6%、1942年6.3%・7.3%、1943年5.9%・7.1%、1944年11.0%・7.4%、1945年24.5%・10.5%、1946年10.4%・8.4%であり、前述の職員不足の時期と死亡率増加の時期はほぼ重なる。終戦をむかえた1945年は栄養失調、無理な労働による体力低下によって結核や赤痢が流行し多くの死者が出た。

当時の作業従事者には、地下足袋や食料の特別配給の他、作業慰労金が支給された。

作業慰労金は、当時の物価で封書が7銭、豆腐一丁が10銭で一日働いてそれらがやっと買えるかどうかといった額であった。⁶⁾ 作業種別、作業慰労金は以下の通りである。

表2

区 分	種 別	慰労金日額
甲作業	木工、金工、土木、農芸	十二銭
乙作業	看護、動物飼育、理髪、裁縫、洗濯、園芸、児童養育、女髪結、治療助手、外科助手、収容室係、水道及下水係、乳剤撒布、雑役	十 銭
丙作業	図書、堂守、伝令、漬物係、浴場係、包帯集、薬配、包帯ガーゼ選別再製	八 銭

邑久光明園「昭和十六年年報」より作成

上の表以外の作業として家畜料理、肥汲、不自由者脱衣、特別看護、豆腐製造及び火葬等があった。さらに戦局が悪化するに従って、米麦耕作、薪材の切り出し運搬、木炭の製造、製塩、飛行機燃料の松根油製造、防空壕掘りなども加わった。⁷⁾

作業慰労金の支給や特別配給のなされる仕事につくことの難しい盲人は園内で按摩などをして「慰安畑」で収穫されたじゃがいもやさつまいもを報酬として得ていた。

働くことができない者は、園からの配給と後述する青年団などからの分配を待つほかなく、当時園内にあった「食べ物の貸し借りはなし」という不文律の下、同室者が園からの配食以外のものを食べていると他の者はいたたまれず席をはずしていたという。⁸⁾

このように15畳一間に身体の不自由度や経済状況の異なる8人が暮らす雑居生活では「楽園に相応しき情景」とはかけ離れた現状があった。

3. 療養所における団体活動

在園者の生活は前述の作業の他、何らかの団体に所属しその任務を果たすことが要求された。宗教団体、文芸娯楽団体などは現在でも活動を行っているが、ここでは特に戦前、戦中期に園の運営や日常生活に必須の活動をしていた消防団、青年団、婦人会についてとりあげることとする。

(1) 消防団

1932年に設立した栗生楽泉園では、盲人らの「杖の友会」、自治会「五日会」について、1936年に消防団は結成された。同年職員による防護団が組織されるが、園史にはこれらの詳しい活動についての記述は見られない。一方、邑久光明園では1934年の室戸台風で建物が全壊した後、1938年に長島に「光明園」として新設された直後に結成されている。その背景には起伏があり周りを海に囲まれた小島であるという立地条件と200名近い死亡者を出した室戸台風の体験者が組織化を急いだことの2点があげられる。

活動内容は消防訓練を行ったり、在園者への「火の用心」の呼びかけや災害時の出勤が主なものであった。構成は30歳以上の軽症な者とされており、団員は約20名であったが、1940年の春から退団が相次ぎ同年6月に解散となった。その後業務は戦友会に引き継がれた。戦友会は軍隊経験者であれば25歳未満でも入会でき、消防団が解散した当時は約40名の会員が消防訓練や防空演習などを行っていた。1941年に光明園は国立に移管され「上意下達」を徹底するため団員を園長が任命する警防団が結成されるのに伴って戦友会は警防団（1943年に園当局の指示により防護団と改称）に吸収された。

団員は比較的軽症者が多かったので上記の活動

の他に防空壕掘りや松根油採取などの勤労奉仕を行った。

1945年6月には「国民義勇兵法」(男15歳～60歳、女17歳～40歳)に基づき、防護、青年、婦人の三団体は解消し、団体参加者以外に新たに年齢該当者を加えて国民義勇隊が結成された。⁹⁾

(3) 青年団

邑久光明園の青年団は連合府県立時代の1920年に発足しているが、室戸台風によって各療養所に委託され活動は一時停止となり、新たに長島に開園すると消防団に続いて1938年8月に再結成された。活動の目的は「相愛互助」の精神を基本にした奉仕であり、団員の構成は16歳から30歳までの軽症者であった。

翌年1939年からは軽症な入園者の増加にともない年齢の上限が30歳から25歳まで引き下げられた。この頃の団員数は約70名で団長以下、副団長、幹事6名(修養、訓練、慰安、勤労、体育、農事の各部)、正副班長(四班)で構成する幹部会が団の運営にあたった。戦争が激化するまでは慰安、体育などの部があることから分かるように各種催し物や行事の主催が団の活動の比重を占めていた。例えば「新春諸芸大会(婦人会と共催)、春秋の運動会、光明神社奉納相撲大会、納涼盆踊り、碁・将棋大会、団旗祭演芸会(婦人会と共催)、春秋野球リーグ戦」などが挙げられる。¹⁰⁾

以下の記述は当時の青年団の活動者からの聞き取りをまとめたものである。

「終の住処として同じ病者として楽しくやっついこうとしていた」と述懐する通り、催しを率先して行い、その際の賞品や盆踊りの時の夜食、不自由者へ差し入れをするため青年団は独自の畑を持っていてさつまいも等を栽培していた。また、春秋の大掃除には不自由者棟や少女寮、子供舎へ

応援に行き、職員の検査に備えた。さらに、年末の餅つきでも活躍した。正月の餅は在園者が心待ちにしていたものの一つで、風呂場の蒸気で米を蒸し、居室の襖を外して餅を乾かすなど大がかりなものであった。当時はブラスバンドも盛んで、行事のため人手が必要な際には、広い園内では信号ラッパが用いられた。行事のときだけでなく、ラッパは行方不明者の探索や、自殺者がでたときの合図にも使われた。¹¹⁾

上記の事柄について園史にも、「生活点描」、「大運動会」という項目が設けられており入園者の生活にとってこれらの行事は特記すべきことであった。¹²⁾

食料不足が深刻化する1943年には、これまでの諸行事は全て取りやめとなり、食料の増産に専念することになった。園当局から島の西端の丘陵地の開墾許可を得て、甘藷苗の植え付けを行うとともに、収穫物をリヤカーで運ぶために開墾地に行きたる山中に農道をつける作業にも従事した。

戦争末期には不自由者待避用を始めとする防空壕掘りが加わり、待避訓練、防空演習なども行われた。1945年6月には前述の通り、国民義勇隊が編成されるのにもなって青年団は解消の運びとなった。¹³⁾

(4) 婦人会

邑久光明園の婦人会が発足したのは1939年1月である。入会の要件に年齢の制限はなく、特に不自由な者を除いた全ての女性が対象となったが、結成当時の会員は20名ほどであった。1940年には会員は約70名に増え、会長、副会長、幹事、正副班長で構成される幹部会が機能して会の運営にあっていた。活動内容は裁縫や炊事場での作業、病棟の入室者付添、身体の清拭の他、青年団とともに新春カルタ大会などの慰安行事の主催であっ

た。裁縫は布団、着物の縫製だけでなく、園から入所者に支給される衣服や下駄が日々の作業で擦り切れるので、それらを繕う仕事も断続的に行っていた。その他、畑の開墾やグラウンドを造るための土運びなどの作業にも従事した。

1941年に国立移管された後、構成は「16歳から35歳までの健康なる女子を以て組織す」と定められ、該当者50余名が園長の任免による「戦時体制強化の国策に副った婦人会」会員となった。食料増産が叫ばれ、青年団などによる本格的な開墾作業が始まると会員は補給係として炊事場や加工所で握り飯を作り、甘藷や馬鈴薯を蒸し、作業場まで運ぶ役割を担った。

さらに、食料事情が悪化すると、かつて石拾いなどをして整地したグラウンドを掘り起こし、さつまいもや南瓜を作った。また、防護団、青年団と協力して防空壕を掘るために、もっこを担いで土を運び出す作業にも従事した。¹⁴⁾

当時の会員の一人は戸外の活動について「もっこ担ぎの大変さが忘れられない」とふりかえる。また、石垣を造るために海岸から建物のある高台に向かって列を組んで並び、順番に大きな石を手送りしたことも話された。これらの体験は不慣れな作業に従事したための怪我や病気の進行と併せて強烈な記憶として留められている。¹⁵⁾

4. 戦前の患者運動と戦前・戦中期の自治会

(1) 外島事件

1930年代は「無癲県運動」のもとで隔離政策が進められたが、同時に国公立の療養所の入所者は団結して劣悪な医療と生活環境を告発し、当局の管理抑圧体制に抵抗するなど解放闘争がもっとも高揚した時期であった。ここでは1932年に外島保養院（邑久光明園）で結成された「日本プロレタリア癲者解放同盟」（以下解放同盟）について触れ

ておく。全国的患者組織結成のために「解放同盟」が作成した「全国代表者会議議案草案」中の「政策草案」には「因習的差別観念打破」、「全国的待遇の改善並に統一」、「親書小包の強制開封絶対反対」、「作業賃金の値上並に労働時間の短縮」、「言論集会結社の自由獲得」、「団結権罷業権の獲得」、「満18歳以上の男女に選挙権の自由獲得」、「遺族救護法の改正」、「全国的癲相談所網の確立」、「全国各療養所の医療機関の完備」、「全国各仮収容所の医療機関の完備並に待遇の改善」、「全国療養所に於ける完全なる自治制の獲得」、「退院並に体刑処分絶対反対」、「各療養所間の定期的視察員の交換」、「娯楽機関の完備」、「各私立療養所への医療的援助」、「全国各療養所の拡張」、「患者の犠牲による収容人員の増加絶対反対」、「重病者の待遇改善並に保護方法の制定」、「差別者に対する徹底的糾弾」、「外出の自由獲得」があり、療養生活の改善と管理抑圧体制の撤廃に関するものが盛り込まれていた。

実際に活動に関わっていたのは10名ほどの入園者で、「政策草案」にある通り、郵便物の検閲や外出が禁止という状況下では他の療養所の患者と団結することは不可能に近く、また、園の自治会内部や熱心な信仰を持つ患者間の対立も激化していた。

1933年8月30日の夜に対立していた両者の中心メンバー20名が院内の平和を保つため院長村田正太の示唆によって「脱走」した。この外島事件を契機に「癲刑務所」計画が浮上し、具体化はされなかったが、各療養所の管理抑圧体制は一層強化されていくことになり1938年には栗生楽泉園に特別病室が設置された。¹⁶⁾

(2) 栗生楽泉園における自治会の始まりと活動

1932年に開園した栗生楽泉園に初めて患者自治組織「五日会」が結成されたのは、1935年の1月

である。その謂われは、月のうち5日、15日、25日を会合日と定めたことによる。結成の経緯は、患者作業が行われるようになり、一定の賃金を得る者と仕事は奉仕とされ無償で就労させられる者とが生じたため、職員の一存による作業の体制を改め、患者の代表機関をつくり入所者の便宜をはかるべきだという声が高まったことによる。会則には会の目的として「本会ハ全在園者ノ平安福祉ヲ助長シ在園者自体ノ質実向上ヲ図ラムタメ職員対在園者相互間ニタチテ一切ノ相談処理ニ参与スルヲ以テ目的トス」と述べられている。こうして五日会は施設が作成した「患者作業規定」に基づく患者作業に関する一切の事務を取り仕切ることとなった。五日会の仕事のうち最も重要なものは、作業不能の障害をもち且つ無収入の患者へ70銭を限度に就労患者の作業賃の一部を支給する「救済金」の査定であった。就労者にとっては、一日働いて封書が一枚買える程度の賃金の1割から2割を天引きされるので、当然救済金の使途に厳しい監視の目をむけることになる。しかし、五日会の会則第八条によると救済者査定結果について「分館長ノ許可ヲ受クルコト」と定められており、「相愛互助」の精神を制度化した救済金でさえ職員の許可を必要とした。

開設する前年の1931年には「国立癩療養所患者懲戒検束規定」が認可公布され、1934年には園内に監禁所が、1938年には全国の癩療養所で唯一の「特別病室」が設けられ、「職員対在園者相互間ニ」立つ目的で発足した五日会は患者懲戒検束の行政措置を無批判に受け入れていくことになり、戦中の国からの指示を待つまでもなく「御用組合」となっていた。¹⁷⁾

(3) 邑久光明園の自治会活動

1909年に連合府県立外島保養院として設立した邑久光明園は、同年に当時の園長の提案によって

「患者慰籍会」(後の慰安会)が他の療養所に先駆けて発足した。会の目的は、入院患者の慰安・娯楽・教育に資するものとされ、囲碁・将棋の備品、図書購入、教養を高めるための講師の招へい、落語・浪曲・演劇等の招致を企画した。

その後、1918年には「外島入院者自治組織」が発足し、舎長会の互選により2名の代表を選出し、院当局との交渉にあたるようになった。外島保養院統計年表には「自治的制度之効果」として「浮浪生活ニ慣レタル彼等」が、自治組織ができたことによって「夥多年取締ニ困難ヲ極メタル」「事項ノ如キモ今ヤ全ク一掃シ益々好成績ヲ觀ルニ至レリ」という記事が掲載されている。¹⁸⁾ 入園者の自治制度が正式に確立したのは1922年で、執行委員、評議員の二機関制であった。1928年には自治会規約が改正され、執行委員会、評議員会、舎長会(寮長会)の三機関制となり、以後1941年に自治会が返上されるまで三機関制は続いた。自治会が特に力をそそいだのは、不自由になった者の面倒を籍元と決められた部屋で責任をもって看るという「籍元制度」と、自治会事業の収益金や外部からの寄付金の中から無収入の者へ互助金を支給するという「互助金制度」である。また、所内各種作業者の適正化や作業賃の格差縮小にも意をそそいだが、前述の外島事件が起こり、翌年1934年の室戸台風によって療養所が全壊したため、一時活動は休止となった。

1938年4月に長島に光明園として開設された後、自治会事務所が業務を再開したのは7月である。1941年には国立移管に伴って、厚生省の指令という名目で園当局より自治の返上が言い渡された。自治会の委員たちは、公立時代には予算額の示達説明があり、それに基づいて作業賃を算出し、作業人員の割り振りもしていたが国立移管と共に一切不明となるのではないかという疑念をもった。そこで得た結論は、自治返上といっても当分の間

はこれまで通りの組織、事業、作業を残しておき、園当局の出方を見て対処するというものであった。こうして国立に移管される前日の6月30日に「自治会の精神を今後も守り続けよう」という決意のもと盛大な自治返上式を行った。自治会事業（売店、養豚、養鶏、農園、加工所等）は慰安会に引き継がれることになり、同年10月1日には園長任命による「入園者事務所」が誕生し、自治会は名実ともに消滅した。¹⁹⁾

おわりに

1909年に設立した連合府県立の療養所は、第二次世界大戦が始まった1941年に国立に移管された。一方、1930年から1941年のあいだには長島愛生園、栗生楽泉園、星塚敬愛園、東北新生園の4つの国立療養所が開園した。公立の6療養所が国立に移管されることによって国立療養所となった10園は戦時下の体制に組み込まれていった。

戦前戦中期の団体活動は、「富国強兵」政策の下で「戦力」にならない存在として暮らしていた入所者が、「相愛互助」の精神を具体化するために療養所の生活改善に取り組んだ。

絶対的な職員不足を補った患者作業は、自治会（入園者事務所）がその管理を行うことで園当局との力関係の不均衡を幾分緩和した。

1933年の外島事件のきっかけとなった「解放同盟」の「政策草案」の内容は、1951年に発足した全国ハンセン氏病患者協議会の支部長会の議題のいくつかの項目と重複する。医療職・事務職の増員、療養所での待遇を改善するための法改正や重病者の入所生活の改善、ハンセン病に対する無知による差別をなくすことがその主たる要求である。

戦時期は強制隔離政策や食料・治療薬・労働力等の不足によって、より過酷な療養生活を余儀なくされたが、入所者は日常業務を担うことで実質

的に園の運営を行い、貧困な予算の中で取り残されがちな重病者を介護することで、国策としてのハンセン病対策の問題を先鋭的につかんでいった。また、自治会や作業・団体活動を通して、組織で動いて、園当局へ要求を出し、それを実現させる方法をも次第に獲得していく。

このように、戦後を起点に述べられてきた全国的なハンセン病患者運動の始動は、他園との連帯はなくても共通する問題の顕在化という点において、すでに戦中から見られ、一連の運動史として取り上げるという視点が必要である。

団体活動

西暦	関連事項	邑久光明園（外島保養院）	栗生楽泉園
1907年	「癩予防ニ関スル法律」法律第11号として公布		
1909	「癩予防ニ関スル法律」の施行に伴い連合府県立の五つの療養所が設立	第三区連合府県立外島保養院開設 今田園長提案による「患者慰	
1916	法律第二一号により療養所所長に懲戒検束権付与、監禁室の設置、各療養所ごとに「患者心得」制定	第三区連合府県立外島保養院開設	
1920		青年団結成（会員数三十名）	
1922		入園者自治制度確立 （執行委員、評議員二機関）	
1927		外島青年団創立 （年齢制限なし、軽症男子の加入は義務、消防業務も兼）	
1928		自治会規約、改正施行 （執行委員会、評議員会、舎長会の三機関制）	
1930	全国初の国立癩療養所、長島愛生園開設		
1931	「国立癩療養所患者懲戒検束規定」制定		
1932			国立療養所栗生楽泉園設立
1933		外島事件急進派入院者二十名追放処分	
1934		室戸台風により全壊 （在院患者五九七名のうち死者一七三名）	「杖の友会」発足
1935	国立療養所星塚敬愛園設立		自治会「五日会」として発足
1936	長島事件	機関誌「楓」第一号発行	消防団結成
1938	厚生省設置 沖縄に国頭愛楽園設立	「光明園」と改称し長島に開園 各園への委託者計三百九名帰園 自治会事務所業務開始	「特別病室」（重監房）竣工
1939	国立療養所東北新生園設立	婦人会結成 自治会に執行、評議、寮長の三機関制度発足 心光会（盲人会の前身）結成	
1940		消防団解散、業務は戦友会に	
1941	公立六療養所、国立に移管	警防団結成 自治組会は園長任命制度の「入園者事務所」となる	草津湯ノ沢部落、楽泉園内移転に伴い解散
1942		入園者心得制定	

1943	奄美に奄美和光園設立		療友会（傷痍軍人会）発足
1944	傷痍軍人用の駿河療養所設立	機関誌「楓」休刊	
1945	終戦後、奄美沖繩三園米軍政下におかれる	防護団、青年団、婦人会を主体とする国民義勇隊編成（5月） 義勇隊解散し、壮年団、青年団、婦人会結成（10月）	青年団団則が施設側から示され同役員任命
1946	衆議院議員補欠選挙で各療養所入所者、選挙権行使 国立癩療養所、国立療養所と改称	患者自治組織復活 邑久光明園と改称	機関誌「高原」創刊
1947		壮年団解散、警防団発足	「特別病室」問題糾弾闘争 職患者による「療友協議会」発足
1948	五療養所患者連盟発足 全国らい患者プロミン予算獲得闘争委員会結成		婦人会発足
1949		機関誌「楓」復刊 青年団機関誌「青年」、 警防団機関誌「あゆみ」創刊	自治会規約、改正施行 （執行委員会、評議員会、舎長会の三機関制）
1950	奄美沖繩三園の所管各群島政府へ移管		
1951	「らい家族心中事件」 全患協発足 「三園長の証言」		

作 業

西暦	全患協の動き他	邑久光明園	栗生楽泉園
1909		外島保養院開設	
1919		包帯、ガーゼの再製作業開始	
1916		土木、草履作り、杖作り、樋工、洗濯、裁縫、草引き、汚物運搬、汚物焼却、浴場係、看護、包帯巻き、包帯再製が院内作業となる	
1929		郵便配達開始	
1932			栗生楽泉園開設
1933			入所者が馬小屋一棟竣工
1934		室戸台風により施設全壊	
1935			患者作業昇額制度実施
1938		準備委員会で養豚、養鶏、豆腐、菓子加工所、農園を自治会生産事業とすることが決定 長島に光明園開設	

1939		昼修理、園内通貨製作が作業に加わることが決定 「興亜奉公日」の入園者 職員の勤労奉仕開始	精米所設置により作業に従事
1940		作業時間午前八時から十一時、 午後一時から三時となる 菓子加工所砂糖入手困難のため休業 作業従事者を優遇するため 「勤続慰労金制度」を設ける ことが決定	炭焼き作業増員、炭窯増設 牛乳生産軌道にのる 原野をグラウンドに造成 児童患者が売店用紙袋作りに 従事
1941		養豚部の仔豚外部に売却 砂利運び各寮に割り当て	湯ノ沢部落解散式 邑久光明園から作業従事のため 二八名来園
1944		燃料不足を補うため炭焼き開始 防空壕掘り開始	(1942年は三七名来園)
1945		松根掘り開始	運送作業基準決定
1946	(入所者、初の選挙権行使)		(馬車、馬糞)
1948	五療養所患者連盟発足		木製樽状義足制作が皮製の義 足支給によって減少
1951	全らい患協業務開始		配膳係に雨合羽支給

註

- 1) 藤野 豊「日本ファシズムと医療」岩波書店
1993 108 p
- 2) 前掲書¹⁾ 89-90 p
- 3) 大谷藤郎「らい予防法廃止の歴史」勁草書房
1996 18 p
- 4) 邑久光明園の患者数は「年度末現在入所者数」
である。
- 5) 全国ハンセン氏病患者協議会「全患協運動史」
一光社 1977 148 p
- 6) 邑久光明園入園者自治会「海と風のなか—邑
久光明園入園者八十年の歩み」日本文教出版
株式会社 1988 214, 223 p
- 7) 邑久光明園「創立80周年記念誌」根間印刷株
式会社 1988 387 p
- 8) 1998年8月27日 S. Kさんより邑久光明園
の自室にて筆者が聞き取り
- 9) 前掲書⁶⁾ 207-209 p
- 10) 前掲書⁶⁾ 210-212 p
- 11) 1998年8月27日 K. Kさん、8月28日
E. Tさんより邑久光明園の自室にて筆者が
聞き取り
- 12) 前掲書⁶⁾
- 13) 前掲書⁶⁾ 219 p
- 14) 前掲書⁶⁾ 209-210 p
- 15) 1997年8月27日、1998年8月29日 S. Iさんよ
り邑久光明園の自室にて筆者が聞き取り

- 16) 前掲書¹⁾ 153-176 p
- 17) 栗生楽泉園患者自治会「風雪の紋—栗生楽泉
園患者50年史」朝日印刷工業株式会社 1982
122-126 p
- 18) 藤本とし「地面の底がぬけたんです」思想の
科学社 (1996) には、逃走について著者 (入
園者) による次のような記述がある。「そのう
ちに自治会ができましたね、こんどは園では
なしに、自治会がみるようになって、そうなり
ましてからは、病者同士が字のとおりには、
自ら治めるわけですから、出るわけにいかな
いってことで、どんどん少なくなっていくん
です。」(274 p)
- 19) 前掲書⁶⁾ 19-20, 33-35, 138-141, 97-201 p

「年表」作成に際し参考にした文献

- 1) 前掲書⁵⁾
- 2) 前掲書⁶⁾
- 3) 前掲書¹⁷⁾
- 4) 前掲書⁷⁾
- 5) 山本俊一「増補 日本らい史」東京大学出版
会 1997
- 6) 清水寛「日本ハンセン病問題史研究[1]」埼
玉大学紀要教育学部 第48巻 第1号 1999